



山形県公報

平成15年12月26日(金)
第1504号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

|                             |             |      |
|-----------------------------|-------------|------|
| と畜場法施行細則の一部を改正する規則.....     | (保健業務課) ... | 1425 |
| 山形県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則..... | (生産流通課) ... | 1428 |

### 告 示

|                                  |                      |      |
|----------------------------------|----------------------|------|
| 都市計画の案の縦覧.....                   | (都市計画課) ...          | 1429 |
| 同 .....                          | ( 同 ) ...            | 同    |
| 同 .....                          | ( 同 ) ...            | 同    |
| 同 .....                          | ( 同 ) ...            | 1430 |
| 同 .....                          | ( 同 ) ...            | 同    |
| 同 .....                          | ( 同 ) ...            | 同    |
| 同 .....                          | ( 同 ) ...            | 1431 |
| 同 .....                          | ( 同 ) ...            | 同    |
| 同 .....                          | ( 同 ) ...            | 同    |
| 同 .....                          | ( 同 ) ...            | 1432 |
| 同 .....                          | ( 同 ) ...            | 同    |
| 都市計画の変更の案の縦覧.....                | ( 同 ) ...            | 同    |
| 都市計画事業の変更の認可.....                | ( 同 ) ...            | 1433 |
| 県道の供用の開始.....                    | (置賜総合支庁西置賜総務建築課) ... | 同    |
| 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程..... | (出納局) ...            | 同    |

### 公 告

|                                       |             |      |
|---------------------------------------|-------------|------|
| 大規模小売店舗の変更に係る市町村等の意見.....             | (商業振興課) ... | 1434 |
| 同 .....                               | ( 同 ) ...   | 1435 |
| 同 .....                               | ( 同 ) ...   | 同    |
| 同 .....                               | ( 同 ) ...   | 同    |
| 同 .....                               | ( 同 ) ...   | 同    |
| 同 .....                               | ( 同 ) ...   | 1436 |
| 大規模小売店舗の変更の届出.....                    | ( 同 ) ...   | 同    |
| 同 .....                               | ( 同 ) ...   | 1439 |
| 平成16年度採用山形県立特殊教育諸学校寄宿舎指導員選考試験の実施..... | (教育委員会) ... | 1440 |

## 規 則

と畜場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成15年12月26日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県規則第75号

と畜場法施行細則の一部を改正する規則  
と畜場法施行細則(昭和28年12月県規則第67号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

と畜場法施行細則

第1条に見出しとして「(定義)」を付し、同条中「と畜場法」を「と畜場法」に、「と畜場法施行令」を「と畜場法施行令」に改める。

第1条の2第1号中「第9条第1項第1号」を「第13条第1項第1号」に、「と殺」を「とさつ」に改め、同条第2号中「第10条」を「第14条」に改め、同条第3号中「第10条第3項第2号」を「第14条第3項第2号」に改め、同条第4号中「第12条」を「第16条」に改め、同条第5号中「第13条第1項」を「第17条第1項」に改め、同条第6号中「第14条第2項」を「第18条第2項」に、「と殺」を「とさつ」に改め、同条第7号中「と畜場法施行規則」を「と畜場法施行規則」に、「第4条の3第3項第3号」を「第12条第3項第3号」に改める。

第2条に見出しとして「(書類の経由等)」を付し、同条中「第9条第1項第1号」を「第13条第1項第1号」に改める。

第3条に見出しとして「(と畜場設置の許可)」を付し、同条中「第3条第2項」を「第4条第2項」に改める。

第4条に見出しとして「(と畜場設置許可申請事項の変更届)」を付し、「第3条第3項」を「第4条第3項」に改める。

第5条に見出しとして「(設置場所の制限)」を付し、同条中「第4条第1項第3号」を「第5条第1項第3号」に改める。

第9条中「第10条第3項第2号」を「第14条第3項第2号」に改め、同条を第11条とする。

第8条に見出しとして「(と畜検査申請)」を付し、同条中「第10条」を「第14条」に改め、同条を第10条とする。

第7条に見出しとして「(自家用とさつの届出)」を付し、同条中「第9条第1項第1号」を「第13条第1項第1号」に、「と殺」を「とさつ」に改め、同条を第9条とする。

第6条に見出しとして「(と畜場使用料等の認可申請)」を付し、同条中「第8条第1項」を「第12条第1項」に、「と殺解体料」を「とさつ解体料」に改め、同条を第8条として、第5条の次に次の2条を加える。

(衛生管理責任者の届出)

第6条 法第7条第6項の規定による衛生管理責任者の設置又は変更の届出は、別記様式第1号の2によらなければならない。

(作業衛生責任者の届出)

第7条 法第10条第2項において準用する法第7条第6項の規定による作業衛生責任者の設置又は変更の届出は、別記様式第1号の3によらなければならない。

別記様式第1号中「年 月 日生」を削り、「と畜場法第3条第2項」を「と畜場法第4条第2項」に改め、同様式の次に次の2様式を加える。

様式第1号の2

年 月 日

山形県知事 殿

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

衛生管理責任者設置(変更)届

下記のとおり、衛生管理責任者を設置(変更)しましたので、と畜場法第7条第6項の規定により届け出ます。

記

- 1 と畜場の名称及び所在地
- 2 衛生管理責任者の氏名、住所及び生年月日
- 3 設置(変更)年月日

備考 と畜場法第7条第5項各号のいずれかに該当することを証する書面を添付すること。

様式第1号の3

年 月 日

山形県知事 殿

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

作業衛生責任者設置（変更）届

下記のとおり、作業衛生責任者を設置（変更）しましたので、と畜場法第10条第2項において準用する同法第7条第6項の規定により届け出ます。

記

- 1 と畜場の名称及び所在地
- 2 作業衛生責任者の氏名、住所及び生年月日
- 3 設置（変更）年月日

備考 と畜場法第10条第2項において準用する同法第7条第5項各号のいずれかに該当することを証する書面を添付すること。

別記様式第2号中「年 月 日生」を削り、「と殺解体料」を「とさつ解体料」に、「と畜場法第8条第1項」を「と畜場法第12条第1項」に改める。

別記様式第3号中「年 月 日生 職業」を「職業」に、「と殺」を「とさつ」に、「と畜場法第9条第1項

第1号」を「と畜場法第13条第1項第1号」に改める。

別記様式第4号を次のように改める。

様式第4号

年 月 日

山形県 食肉衛生検査所長 殿

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

と 畜 検 査 申 請 書

下記のとおり獣畜のとさつ解体の検査を受けたいので、と畜場法施行令第7条の規定により申請します。

記

- 1 統括表  
とさつし、又は解体しようとする年月日 年 月 日

| 種 別            | 牛 | 子牛 | 馬 | 子馬 | 豚 | めん羊 | 山 羊 | 計 |
|----------------|---|----|---|----|---|-----|-----|---|
| 頭 数            |   |    |   |    |   |     |     |   |
| 内 病 畜<br>訳 切 迫 |   |    |   |    |   |     |     |   |
|                |   |    |   |    |   |     |     |   |
| 検 査 手 数 料      |   |    |   |    |   |     |     |   |

2 個別表

| 畜種  |    |    |                  |    |     |    |     |    |
|-----|----|----|------------------|----|-----|----|-----|----|
| No. | 品種 | 性別 | 年齢<br>(牛にあつては月齢) | 毛色 | 飼育地 | 病歴 | 投薬歴 | 摘要 |
|     |    |    |                  |    |     |    |     |    |
|     |    |    |                  |    |     |    |     |    |
|     |    |    |                  |    |     |    |     |    |
|     |    |    |                  |    |     |    |     |    |
|     |    |    |                  |    |     |    |     |    |
|     |    |    |                  |    |     |    |     |    |

備考

- 1 切迫獣畜にあつては、獣医師の診断書又は検案書を添付すること。
- 2 個別表は、畜種ごとに作成すること。

別記様式第5号中「と畜場法第10条第3項第2号」を「と畜場法第14条第3項第2号」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正)
- 2 知事の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和41年9月県規則第70号）の一部を次のように改正する。  
別表保健所長の項第12項第1号イ中「第9条第1項第1号」を「第13条第1項第1号」に、「と殺」を「とさつ」に改め、同表食肉衛生検査所長の項第1項中「と畜場法施行細則に」を「と畜場法施行細則に」に改め、同項第1号イ中「と畜場法」を「と畜場法」に、「第10条」を「第14条」に改め、同号口中「第10条第3項第2号」を「第14条第3項第2号」に改め、同号八中「第12条」を「第16条」に改め、同号二中「第13条第1項」を「第17条第1項」に改め、同号ホ中「第14条第2項」を「第18条第2項」に、「と殺」を「とさつ」に改め、同号ヘ中「と畜場法施行規則第4条の3第3項第3号」を「と畜場法施行規則第12条第3項第3号」に改める。

山形県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年12月26日

山形県知事 高橋和雄

山形県規則第76号

山形県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則

山形県内水面漁業調整規則（昭和39年3月県規則第3号）の一部を次のように改正する。

第25条第1項の表中

|      |   |   |
|------|---|---|
| いわな  | ” | を |
| にじます | ” |   |

「

|     |   |
|-----|---|
| いわな | ” |
|-----|---|

」に改める。

附則

- 1 この規則は、平成16年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 告 示

### 山形県告示1202号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により次の都市計画を決定するため、同法第17条第1項の規定により、当該都市計画案を次のとおり縦覧に供する。

平成15年12月26日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 都市計画の種類及び名称

新庄都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を決定する土地の区域

昭和17年内務省告示第353号（都市計画区域の指定）、昭和35年建設省告示第2708号（都市計画区域の変更）、昭和43年建設省告示第2008号（都市計画区域の変更）及び昭和50年6月県告示第903号（都市計画区域の変更）で決定した区域

3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所

(1) 期 間 平成15年12月26日から平成16年1月16日まで

(2) 場 所 土木部都市計画課及び最上総合支庁建設部道路計画課並びに新庄市役所

4 その他

この都市計画案については、縦覧期間満了の日までに、知事に対し意見書を提出することができる。

### 山形県告示第1203号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により次の都市計画を決定するため、同法第17条第1項の規定により、当該都市計画案を次のとおり縦覧に供する。

平成15年12月26日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 都市計画の種類及び名称

金山都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を決定する土地の区域

昭和25年建設省告示第372号（都市計画区域の指定）及び昭和43年建設省告示第2013号（都市計画区域の変更）で決定した区域

3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所

(1) 期 間 平成15年12月26日から平成16年1月16日まで

(2) 場 所 土木部都市計画課及び最上総合支庁建設部道路計画課並びに金山町役場

4 その他

この都市計画案については、縦覧期間満了の日までに、知事に対し意見書を提出することができる。

### 山形県告示第1204号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により次の都市計画を決定するため、同法第17条第1項の規定により、当該都市計画案を次のとおり縦覧に供する。

平成15年12月26日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 都市計画の種類及び名称

最上都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を決定する土地の区域

昭和49年7月県告示第1078号（都市計画区域の指定）及び昭和56年1月県告示第99号（都市計画区域の変更）で決定した区域

3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所

(1) 期 間 平成15年12月26日から平成16年1月16日まで

(2) 場 所 土木部都市計画課及び最上総合支庁建設部道路計画課並びに最上町役場

4 その他

この都市計画法案については、縦覧期間満了の日までに、知事に対し意見書を提出することができる。

#### 山形県告示第1205号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により次の都市計画を決定するため、同法第17条第1項の規定により、当該都市計画法案を次のとおり縦覧に供する。

平成15年12月26日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 都市計画の種類及び名称  
真室川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を決定する土地の区域  
昭和25年建設省告示第378号（都市計画区域の指定）、昭和43年建設省告示第2016号（都市計画区域の変更）及び昭和60年1月県告示第61号（都市計画区域の変更）で決定した区域
- 3 都市計画法案の縦覧の期間及び場所
  - (1) 期 間 平成15年12月26日から平成16年1月16日まで
  - (2) 場 所 土木部都市計画課及び最上総合支庁建設部道路計画課並びに真室川町役場
- 4 その他  
この都市計画法案については、縦覧期間満了の日までに、知事に対し意見書を提出することができる。

#### 山形県告示第1206号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により次の都市計画を決定するため、同法第17条第1項の規定により、当該都市計画法案を次のとおり縦覧に供する。

平成15年12月26日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 都市計画の種類及び名称  
米沢都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を決定する土地の区域  
昭和10年内務省告示第160号（都市計画区域の指定）、昭和35年建設省告示第1123号（都市計画区域の変更）、昭和43年建設省告示第2009号（都市計画区域の変更）及び昭和47年11月県告示第1651号（都市計画区域の変更）で決定した区域
- 3 都市計画法案の縦覧の期間及び場所
  - (1) 期 間 平成15年12月26日から平成16年1月16日まで
  - (2) 場 所 土木部都市計画課及び置賜総合支庁建設部道路計画課並びに米沢市役所
- 4 その他  
この都市計画法案については、縦覧期間満了の日までに、知事に対し意見書を提出することができる。

#### 山形県告示第1207号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により次の都市計画を決定するため、同法第17条第1項の規定により、当該都市計画法案を次のとおり縦覧に供する。

平成15年12月26日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 都市計画の種類及び名称  
南陽都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を決定する土地の区域  
昭和43年建設省告示第2010号（都市計画区域の変更）及び昭和46年3月県告示第383号（都市計画区域の変更）で決定した区域
- 3 都市計画法案の縦覧の期間及び場所
  - (1) 期 間 平成15年12月26日から平成16年1月16日まで
  - (2) 場 所 土木部都市計画課及び置賜総合支庁建設部道路計画課並びに南陽市役所
- 4 その他  
この都市計画法案については、縦覧期間満了の日までに、知事に対し意見書を提出することができる。

## 山形県告示第1208号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により次の都市計画を決定するため、同法第17条第1項の規定により、当該都市計画面案を次のとおり縦覧に供する。

平成15年12月26日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 都市計画の種類及び名称  
高畠都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を決定する土地の区域  
昭和22年内務省告示第283号（都市計画区域の指定）、昭和43年建設省告示第2958号（都市計画区域の変更）及び昭和60年1月県告示第62号（都市計画区域の変更）で決定した区域
- 3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所  
(1) 期 間 平成15年12月26日から平成16年1月16日まで  
(2) 場 所 土木部都市計画課及び置賜総合支庁建設部道路計画課並びに高畠町役場
- 4 その他  
この都市計画面案については、縦覧期間満了の日までに、知事に対し意見書を提出することができる。

## 山形県告示第1209号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により次の都市計画を決定するため、同法第17条第1項の規定により、当該都市計画面案を次のとおり縦覧に供する。

平成15年12月26日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 都市計画の種類及び名称  
川西都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を決定する土地の区域  
昭和43年建設省告示第3669号（都市計画区域の変更）で決定した区域
- 3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所  
(1) 期 間 平成15年12月26日から平成16年1月16日まで  
(2) 場 所 土木部都市計画課及び置賜総合支庁建設部道路計画課並びに川西町役場
- 4 その他  
この都市計画面案については、縦覧期間満了の日までに、知事に対し意見書を提出することができる。

## 山形県告示第1210号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により次の都市計画を決定するため、同法第17条第1項の規定により、当該都市計画面案を次のとおり縦覧に供する。

平成15年12月26日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 都市計画の種類及び名称  
長井都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を決定する土地の区域  
昭和15年内務省告示第483号（都市計画区域の指定）、昭和43年建設省告示第3195号（都市計画区域の変更）及び昭和56年1月県告示第115号（都市計画区域の変更）で決定した区域
- 3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所  
(1) 期 間 平成15年12月26日から平成16年1月16日まで  
(2) 場 所 土木部都市計画課及び置賜総合支庁建設部西置賜道路計画課並びに長井市役所
- 4 その他  
この都市計画面案については、縦覧期間満了の日までに、知事に対し意見書を提出することができる。

## 山形県告示第1211号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により次の都市計画を決定するため、同法第17条第1項の規定により、当該都市計画面案を次のとおり縦覧に供する。

平成15年12月26日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 都市計画の種類及び名称  
小国都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を決定する土地の区域  
昭和14年内務省告示第423号（都市計画区域の指定）及び昭和43年建設省告示第2961号（都市計画区域の変更）で決定した区域
- 3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所  
(1) 期 間 平成15年12月26日から平成16年1月16日まで  
(2) 場 所 土木部都市計画課及び置賜総合支庁建設部西置賜道路計画課並びに小国町役場
- 4 その他  
この都市計画面案については、縦覧期間満了の日までに、知事に対し意見書を提出することができる。

## 山形県告示第1212号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により次の都市計画を決定するため、同法第17条第1項の規定により、当該都市計画面案を次のとおり縦覧に供する。

平成15年12月26日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 都市計画の種類及び名称  
白鷹都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を決定する土地の区域  
昭和43年建設省告示第3670号（都市計画区域の変更）、昭和62年5月県告示第656号（都市計画区域の変更）及び平成13年5月県告示第422号（都市計画区域の変更）で決定した区域
- 3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所  
(1) 期 間 平成15年12月26日から平成16年1月16日まで  
(2) 場 所 土木部都市計画課及び置賜総合支庁建設部西置賜道路計画課並びに白鷹町役場
- 4 その他  
この都市計画面案については、縦覧期間満了の日までに、知事に対し意見書を提出することができる。

## 山形県告示第1213号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により次の都市計画を変更するため、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成15年12月26日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 都市計画の種類及び名称  
(1) 種 類 小国都市計画道路  
(2) 名 称 3・5・3坂町八木沢線、3・6・1小国停車場線、3・6・2岩井沢小坂町線、3・6・3小坂町大宮線、3・6・5栄町小坂町線
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
(1) 追加する部分 なし  
(2) 削除する部分 なし
- 3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所  
(1) 期 間 平成15年12月26日から平成16年1月16日まで  
(2) 場 所 土木部都市計画課及び置賜総合支庁建設部西置賜道路計画課並びに小国町役場
- 4 その他  
この都市計画の変更の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に対し意見書を提出することができる。

山形県告示第1214号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成15年12月26日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 施行者の名称

天童市

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 山形広域都市計画道路事業

(2) 名称 3・4・205号愛宕沼天童原線及び3・4・211号柏木久野本線

3 事業地

(1) 収用の部分 変更なし

(2) 使用の部分 なし

4 事業施行期間

平成5年12月28日から平成20年3月31日まで

山形県告示第1215号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課において平成15年12月26日から平成16年1月8日まで縦覧に供する。

平成15年12月26日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 路線名 米沢飯豊線

2 供用開始の区間 西置賜郡飯豊町大字高峰字下岡道下143番3から  
同 字松元4519番4まで

3 供用開始の期日 平成15年12月26日

山形県告示第1216号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成15年12月26日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

|       |   |                         |     |     |   |
|-------|---|-------------------------|-----|-----|---|
| 別表第6中 | " | " 大字延沢<br>常盤支店          | " " | " " | を |
|       | " | " 新町五丁<br>尾花沢ふれあい<br>支店 | " " | " " |   |

|   |                |     |     |    |
|---|----------------|-----|-----|----|
| " | " 大字延沢<br>常盤支店 | " " | " " | に、 |
|---|----------------|-----|-----|----|

|   |                         |     |     |   |
|---|-------------------------|-----|-----|---|
| " | " " 大字<br>海谷支店          | " " | " " | を |
| " | " " 大字<br>大石田ふれあい<br>支店 | " " | " " |   |

|           |                         |     |     |
|-----------|-------------------------|-----|-----|
| 〃<br>海谷支店 | 〃 〃 大字<br>海谷843番地の<br>2 | 〃 〃 | 〃 〃 |
|-----------|-------------------------|-----|-----|

に、

|           |                             |     |     |
|-----------|-----------------------------|-----|-----|
| 〃<br>八幡支店 | 〃 八幡町観<br>音寺字前田23番<br>地     | 〃 〃 | 〃 〃 |
| 〃<br>一条支店 | 〃 〃 市条<br>字村の前25番地          | 〃 〃 | 〃 〃 |
| 〃<br>大沢支店 | 〃 〃 大蔵<br>字脇27番地の6          | 〃 〃 | 〃 〃 |
| 〃<br>日向支店 | 〃 〃 新出<br>字坂の下36番地<br>の6    | 〃 〃 | 〃 〃 |
| 〃<br>松山支店 | 〃 松山町字<br>本町11番地            | 〃 〃 | 〃 〃 |
| 〃<br>内郷支店 | 〃 〃 大字<br>相沢字鶴牧34番<br>地     | 〃 〃 | 〃 〃 |
| 〃<br>上郷支店 | 〃 〃 大字<br>地見興屋字前割<br>6番地の11 | 〃 〃 | 〃 〃 |

を

|           |                         |     |     |
|-----------|-------------------------|-----|-----|
| 〃<br>八幡支店 | 〃 八幡町観<br>音寺字前田23番<br>地 | 〃 〃 | 〃 〃 |
| 〃<br>松山支店 | 〃 松山町字<br>本町11番地        | 〃 〃 | 〃 〃 |

に改める。

附 則

この規程は、平成15年12月29日から施行する。ただし、別表第6の改正規定中庄内みどり農業協同組合一条支店、大沢支店、日向支店、内郷支店及び上郷支店に係る部分は、平成16年1月5日から施行する。

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により余目町から聴取した大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見の概要は、次のとおりである。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び庄内総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに余目町役場において平成16年1月26日まで縦覧に供する。

平成15年12月26日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 意見の聴取に係る大規模小売店舗の名称及び所在地  
マックスバリュ余目店  
東田川郡余目町大字余目字滑石57番地1
- 大規模小売店舗の変更に係る届出の公告を行った日

平成15年 8 月 8 日

- 3 意見の概要  
意見なし

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により余目町から聴取した大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見の概要は、次のとおりである。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び庄内総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに余目町役場において平成16年1月26日まで縦覧に供する。

平成15年12月26日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 意見の聴取に係る大規模小売店舗の名称及び所在地  
マックスバリュ余目店  
東田川郡余目町大字余目字滑石57番地1
- 2 大規模小売店舗の変更に係る届出の公告を行った日  
平成15年8月8日
- 3 意見の概要  
意見なし

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により遊佐町から聴取した大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見の概要は、次のとおりである。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び庄内総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに遊佐町役場において平成16年1月26日まで縦覧に供する。

平成15年12月26日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 意見の聴取に係る大規模小売店舗の名称及び所在地  
遊佐ショッピングセンターエルパ  
飽海郡遊佐町大字小原田字沼田12外
- 2 大規模小売店舗の変更に係る届出の公告を行った日  
平成15年8月8日
- 3 意見の概要  
意見なし

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により平田町から聴取した大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見の概要は、次のとおりである。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び庄内総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに平田町役場において平成16年1月26日まで縦覧に供する。

平成15年12月26日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 意見の聴取に係る大規模小売店舗の名称及び所在地  
マックスバリュ平田店  
飽海郡平田町大字砂越字粕町75番1号外
- 2 大規模小売店舗の変更に係る届出の公告を行った日  
平成15年8月8日
- 3 意見の概要  
意見なし

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により藤島町から聴取した大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見の概要は、次のとおりである。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び庄内総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに藤島町役場において平成16年1月26日まで縦覧に供する。

平成15年12月26日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 意見の聴取に係る大規模小売店舗の名称及び所在地  
藤島ショッピングセンター  
東田川郡藤島町藤浪五丁目1番1
- 2 大規模小売店舗の変更に係る届出の公告を行った日  
平成15年8月8日
- 3 意見の概要  
意見なし

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により米沢市から聴取した大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見の概要は、次のとおりである。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び置賜総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに米沢市役所において平成16年1月26日まで縦覧に供する。

平成15年12月26日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 意見の聴取に係る大規模小売店舗の名称及び所在地  
米沢サティ  
米沢市春日二丁目13番地4外
- 2 大規模小売店舗の変更に係る届出の公告を行った日  
平成15年8月8日
- 3 意見の概要  
意見なし

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び庄内総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに鶴岡市役所において平成16年4月26日まで縦覧に供する。

平成15年12月26日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
S - M A L L（エスマール）  
鶴岡市錦町2番21号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社庄交コーポレーション 鶴岡市錦町2番60号  
代表取締役 真嶋 経一郎
- 3 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称             | 住 所        | 代表者の氏名 |
|-----------------|------------|--------|
| 庄 内 交 通 株 式 会 社 | 鶴岡市錦町2番60号 | 本 山 彌  |

(変更後)

| 名 称             | 住 所        | 代表者の氏名    |
|-----------------|------------|-----------|
| 株式会社 庄交コーポレーション | 鶴岡市錦町2番60号 | 真 嶋 経 一 郎 |

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称             | 住 所                         | 代表者の氏名  |
|-----------------|-----------------------------|---------|
| 株式会社 横浜ファーマシー   | 青森県北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井46番34      | 松 山 稔   |
| 株式会社 東京第一ホテル鶴岡  | 鶴岡市錦町2番10号                  | 本 間 道 明 |
| 株式会社 主婦の店鶴岡店    | 鶴岡市大字布目字中通39番2号             | 大 川 一 郎 |
| 株式会社 ひまわり       | 鶴岡市本町一丁目9番1号                | 梅 木 隆 一 |
| 株式会社 イーストボーイ    | 東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目8番3号           | 小 林 孝 是 |
| 株式会社 奥羽カラー現像所   | 山形市南四番町1番24号                | 大 塚 康 弘 |
| 株式会社 リオチェーン     | 愛知県名古屋市中区平和一丁目1番20号リオ第3ビル4F | 横 山 卓 幸 |
| 東京シャツ株式会社       | 東京都千代田区東神田二丁目8番12号          | 鈴 木 政 利 |
| 株式会社 庄交エンタープライズ | 鶴岡市錦町2番21号                  | 佐 藤 正 明 |
| 庄 交 商 事 株 式 会 社 | 鶴岡市大字布目字中通80番地1             | 木 村 信 一 |
| 有限会社 木 村 屋      | 鶴岡市山王町9番25号                 | 吉 野 隆 一 |
| 有限会社 地 主 園      | 鶴岡市本町一丁目5番18号               | 地 主 幸 広 |
| 株式会社 ファンシーフラワー  | 鶴岡市日吉町2番23号                 | 後 藤 八 郎 |
| 有限会社 佐藤正栄堂      | 鶴岡市本町二丁目2番10号               | 佐 藤 成 一 |
| 株式会社 ロベリア       | 東京都江東区越中島二丁目1番38号           | 大 野 豊   |
| 株式会社 モリタ        | 秋田県秋田市中通一丁目4番4号             | 盛 田 良 次 |
| 株式会社 キング        | 大阪府吹田市豊津町1番7号               | 山 田 幸 雄 |
| 株式会社 イワマ靴店      | 宮城県仙台市青葉区一番町四丁目9番17号        | 岩 間 英 泰 |
| 株式会社 エガミ        | 秋田県横手市寿町8番13号エガミビル3F        | 江 上 キヌ子 |
| 株式会社 さが美        | 神奈川県横浜市港南区下永谷六丁目2番11号       | 石 田 敏 彦 |
| 有限会社 イツキ通信機     | 鶴岡市大字外内島字石名田121番地           | 阿 部 修   |
| 有限会社 ドルフィン      | 酒田市相生一丁目6番8号                | 青 塚 義 明 |
| 株式会社 タケダスポーツ    | 岩手県盛岡市永井15番70号              | 武 田 一 明 |
| 株式会社 大創産業       | 広島県東広島市西条町大字吉行字向1番地の60      | 矢 野 博 丈 |

|                 |                      |      |
|-----------------|----------------------|------|
| 株式会社 新星堂        | 東京都杉並区上荻一丁目23番17号    | 宮崎正紀 |
| 株式会社 神奈川いけだ書店   | 東京都八王子市元横山町三丁目19番18号 | 熊沢真  |
| 株式会社 マックハウス     | 東京都杉並区高円寺南三丁目3番1号    | 栗原勝利 |
| 株式会社 エービーシー・マート | 東京都渋谷区神南一丁目11番5号     | 三木正浩 |

(変更後)

| 名 称             | 住 所                         | 代表者の氏名 |
|-----------------|-----------------------------|--------|
| 株式会社 横浜ファーマシー   | 青森県北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井46番34      | 松山稔    |
| 株式会社 庄交コーポレーション | 鶴岡市錦町2番60号                  | 真嶋経一郎  |
| 株式会社 主婦の店鶴岡店    | 鶴岡市本町一丁目6番2号                | 大川一郎   |
| 有限会社 ボズ・ワン      | 東京都世田谷区三軒茶屋一丁目32番7号         | 菅野健一   |
| 株式会社 イーストボーイ    | 東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目8番3号           | 小林孝是   |
| 株式会社 奥羽カラー現像所   | 山形市南四番町1番24号                | 大塚康弘   |
| 株式会社 リオチェーン     | 愛知県名古屋市中区平和一丁目1番20号リオ第3ビル4F | 横山卓幸   |
| 東京シャツ株式会社       | 東京都千代田区東神田二丁目8番12号          | 鈴木政利   |
| 有限会社 木村屋        | 鶴岡市山王町9番25号                 | 吉野隆一   |
| 有限会社 地主園        | 鶴岡市本町一丁目5番18号               | 地主幸広   |
| 株式会社 ファンシーフラワー  | 鶴岡市日吉町2番23号                 | 後藤八郎   |
| 有限会社 佐藤正栄堂      | 鶴岡市本町二丁目2番10号               | 佐藤成一   |
| 株式会社 ロベリア       | 東京都江東区越中島二丁目1番38号           | 大野豊    |
| 株式会社 モリタ        | 秋田県秋田市旭北錦町1番53号             | 盛田良次   |
| 株式会社 キング        | 大阪府吹田市豊津町1番7号               | 山田幸雄   |
| 株式会社 イワマ靴店      | 宮城県仙台市青葉区一番町四丁目9番17号        | 岩間英泰   |
| 株式会社 エガミ        | 秋田県横手市寿町8番13号エガミビル3F        | 江上キヌ子  |
| 株式会社 さが美        | 神奈川県横浜市港南区下永谷六丁目2番11号       | 石田敏彦   |

|                 |                        |         |
|-----------------|------------------------|---------|
| 有限会社 イツキ通信機     | 鶴岡市大字外内島字石名田121番地      | 阿 部 修   |
| 有限会社 ドルフィン      | 酒田市光ヶ丘一丁目17番14号        | 青 塚 義 明 |
| ロイヤルネットワーク株式会社  | 酒田市新橋一丁目4番10号          | 仲 條 啓 三 |
| 株式会社 タケダスポーツ    | 岩手県二戸市福岡字上町9番地1        | 武 田 一 明 |
| 株式会社 大 創 産 業    | 広島県東広島市西条町大字吉行字向1番地の60 | 矢 野 博 丈 |
| 株式会社 新 星 堂      | 東京都杉並区上荻一丁目23番17号      | 宮 崎 正 紀 |
| 株式会社神奈川くまざわ書店   | 東京都八王子市八日町1番11号        | 熊 沢 真   |
| 株式会社 マックハウス     | 東京都杉並区高円寺南三丁目3番1号      | 栗 原 勝 利 |
| 株式会社 エービーシー・マート | 東京都渋谷区神南一丁目11番5号       | 三 木 正 浩 |

## 4 変更年月日

## (1) 3の(1)に掲げる事項

平成15年10月1日

## (2) (1)以外の事項

平成15年10月17日

## 5 届出年月日

平成15年12月11日

## 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成16年4月26日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び村山総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに山形市役所において平成16年4月26日まで縦覧に供する。

平成15年12月26日

山形県知事 高 橋 和 雄

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

おーばん山形東店

山形市五十鈴二丁目102番2号外

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社おーばん 尾花沢市大字尾花沢5237

代表取締役 二藤部 洋

## 3 変更する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻（変更前）

| 小売業を行う者      | 開店時刻  | 閉店時刻  | 備考 |
|--------------|-------|-------|----|
| 株式会社おーばん     | 午前10時 | 午後10時 |    |
| 株式会社マルタケ青果   | 午前10時 | 午後10時 |    |
| 株式会社プラザクリエイト | 午前10時 | 午後10時 |    |

(変更後)

| 小売業を行う者      | 開店時刻  | 閉店時刻 | 備考 |
|--------------|-------|------|----|
| 株式会社おーばん     | 午前10時 | 午前0時 |    |
| 株式会社マルタケ青果   | 午前10時 | 午前0時 |    |
| 株式会社プラザクリエイト | 午前10時 | 午前0時 |    |

## (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時30分から午後10時15分まで

(変更後) 午前9時30分から翌日の午前0時15分まで

## (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 7か所(位置については縦覧に供する図面のとおり)

(変更後) 8か所(位置については縦覧に供する図面のとおり)

## 4 変更年月日

## (1) 3の(3)に掲げる事項

平成15年12月12日

## (2) (1)以外の事項

平成16年1月15日

## 5 届出年月日

平成15年12月11日

## 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成16年4月26日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

平成16年度採用山形県立特殊教育諸学校寄宿舎指導員選考試験を次のとおり実施する。

平成15年12月26日

山形県教育委員会

教育長 木村

宰

## 1 選考を行う校種・職・職務内容・受験資格・採用見込数

| 校種                              | 職                          | 職 務 内 容                                      | 受 験 資 格                                                                                                                                                          | 採用見込数 |
|---------------------------------|----------------------------|----------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 特<br>殊<br>教<br>育<br>諸<br>学<br>校 | 寄<br>宿<br>舎<br>指<br>導<br>員 | ・ 寄宿舍における児童生徒又は幼児の日常生活上の世話及び生活指導に関する業務に従事する。 | ・ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の欠格事項に該当しない者<br>・ 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）を卒業した者（平成16年3月31日までに高等学校を卒業する見込みの者を含む。）及びこれと同等以上の学力を有する者<br>・ 昭和49年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者 | 若 干 名 |

## 2 出願手続

## (1) 志願書等の用紙の交付

## ア 用紙の請求先

山形県教育庁義務教育課（山形県庁13階 〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号）

## イ 交付開始日

平成15年12月26日（金）

## ウ 郵送希望者は、返信用として封筒の表に「寄宿舍指導員選考試験実施要項請求」と朱書し、郵便番号及びあて先を明記し、140円切手を貼った角型2号封筒（33cm×24cm）を同封して簡易書留で申し込むこと。

## (2) 提出書類（出願に際しては、ア、イを提出し、ウ、エ、オは試験当日に持参すること。）

## ア 志願書

## イ 封筒1通（長形3号封筒 23.5cm×12cm）

郵便番号及びあて先を明記し、80円切手をはること。

## ウ 最終学歴に係る学校の長による人物証明書（厳封親展）

出願時勤務している者は、勤務先所属長による人物証明書をもって代えることができる。

## エ 最終学歴に係る学校の成績証明書（厳封親展）

## オ 採用志願者健康診断票（厳封親展）

平成16年1月1日以降に、医療機関において、採用志願者健康診断票の全項目について健康診断を行ったもの。

## (3) 志願書等の受付期間及び提出先

| 受 付 期 間                      | 受 付 時 間                           | 提 出 先                                    |
|------------------------------|-----------------------------------|------------------------------------------|
| 平成16年1月5日（月）から<br>同 16日（金）まで | 午前9時から午後5時まで<br>（土曜日、日曜日及び祝日を除く。） | 山形県教育庁義務教育課<br>〒990-8570<br>山形市松波二丁目8番1号 |

（注）郵送による出願は、簡易書留により平成16年1月16日（金）までの消印のあるものに限り、受け付ける。

## 3 選考の方法

## (1) 期 日 平成16年1月26日（月）

## (2) 場 所 山形県庁講堂（2階）

## (3) 試験日程及び内容

集合時刻 午前9時30分（時間厳守）

| 日 程                     | 試 験 種 目          | 内 容                     |
|-------------------------|------------------|-------------------------|
| 午前9時45分から<br>午前10時45分まで | 筆記試験<br>（一般教養試験） | 一般常識（高等学校卒業程度）についての筆記試験 |

|                          |              |                                          |
|--------------------------|--------------|------------------------------------------|
| 午前11時00分から<br>午前11時50分まで | 筆記試験<br>（作文） | 文章による表現力、課題に対する理解力、その他の能力についての記述式による筆記試験 |
| 午後1時00分から                | 面接試験         | 口述による個人面接                                |

## 4 選考試験結果の通知等

- (1) 選考の結果は、平成16年2月下旬に本人あてに通知する。
- (2) 採用は、平成16年4月1日以降とする。
- (3) 選考結果の合否についての電話等での問い合わせには、一切応じない。

## 5 選考試験結果の開示について

選考試験の結果については、山形県個人情報保護条例（平成12年10月県条例第62号）第15条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができる。

なお、電話、はがき等による請求はできないので、受験者本人が本人であることを証明する書類（運転免許証、学生証、旅券等）を持参の上、午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時30分までの間に教育庁義務教育課に直接請求する。（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受付しない。）

| 開 示 内 容 | 開 示 期 間     | 開 示 場 所     |
|---------|-------------|-------------|
| 総合ランク   | 合格発表の日から1か月 | 山形県教育庁義務教育課 |

## 6 給 与

給与は、職員の給与に関する条例、規則等に基づいて支給される。初任給は各人の学歴、その他の経歴によって多少異なるが、おおむね次のとおりである。（平成16年1月1日 現在）

|             |             |
|-------------|-------------|
|             | 高 等 学 校 卒 業 |
| 寄 宿 舎 指 導 員 | 147,400円    |

## 7 その他

受験手続きその他受験に関する詳細については、教育庁義務教育課（電話番号023(630)2864）に問い合わせること。